

新型コロナウイルス感染拡大・物価高騰

に伴う美里町独自の緊急支援策について

新型コロナウイルス感染拡大やウクライナ侵攻などによる

物価高騰対策として、町独自の緊急支援策を実施します。

ミムリン子育て世帯給付金を支給します

子育て世帯を支援する取組として、**児童1人あたり2万円**を給付します。

【対象】 平成19年4月2日～令和5年2月28日までに生まれた15歳以下の児童

【要件】	【申請方法】
美里町から令和4年4月分の児童手当を受給している児童手当受給者	申請は不要です。8月末から9月上旬頃に児童手当の口座へ振込む予定です。
令和4年4月1日～令和5年2月28日までの間に生まれた児童を養育しているかた	出生または転入の手続きの時に窓口で説明します。7月末までに児童手当受給手続きがお済みのかたは、申請は不要です。準備ができ次第、支給します。
令和4年4月1日～令和5年2月28日までの間に転入し、児童を養育しているかた	
所属庁から令和4年4月分の児童手当を受給している美里町在住の公務員のかた	申請が必要です。申請書類は8月以降に送付しますので、必要事項を記入し、郵送または持参にて提出してください。
児童を養育しているかたのうち、本給付金が支払われた後に離婚などをしたかたで、本給付金が児童の養育のために使われていないなど、やむを得ない事情のあるかた	申請が必要です。状況確認や書類の提出が必要となりますので、福祉課までご相談ください。

申請期限：令和5年2月28日(火)まで

- ・申請書類は、美里町に児童手当支給情報が無い世帯に送付します。
- ・申請書類が届いても該当にならない場合があります。
- ・児童が町外にいるため申請書類が届かない場合は、福祉課までお問い合わせください。

申請・問合せ＝福祉課 こども福祉係 ☎76-5132

水道料金の基本料金を免除します

【軽減内容】 水道料金の総額から基本料金を免除（公的機関除く）

【軽減期間】 令和4年8月・9月請求分（2か月間）

料金軽減の例（口径13mmを2か月使用した場合）※消費税等含む

使用水量	水道料金	使用水量	水道料金
20m ³ 以下	2,223円 → 127円	75m ³	8,576円 → 6,479円
50m ³	5,688円 → 3,592円	100m ³	11,463円 → 9,367円



※検針票には、免除後の金額は表示されませんので、あらかじめご了承ください。

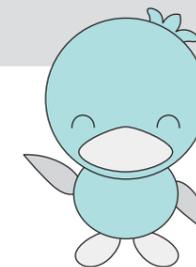
問合せ＝上下水道課 業務係 ☎76-1118

『75歳以上の高齢者・障害者対象』 美里町ミムリン応援チケットを配布します

高齢者および障害者手帳をお持ちのかたへの生活支援と、地域経済の活性化を図るため、美里町ミムリン応援チケット（商品券）1万円分を配布します。

【対象】 7月1日時点で住民登録があり、次のいずれかに該当するかた

- ①75歳以上のかた（令和4年度中に75歳になるかたも含みます。）
- ②75歳未満で障害者手帳をお持ちのかた



申請の必要はありません。対象者には9月下旬頃から順次お届けします。

問合せ＝福祉課 社会福祉係 ☎76-5132

【町独自支援】
申請期限 8月末まで！

新型コロナウイルスの影響を受けている町内の中小企業・個人事業者・農林水産業者の皆さまに対して、支援金を給付します！

【給付額】
上限5万円

※給付対象の売上減少額が5万円未満の場合、給付金額は売上減少額となります。
（1,000円未満切捨て）

※1事業者あたり1回で、指定口座への振込みとなります。

【申請方法】

町ホームページから必要書類をご確認のうえ、役場まで提出してください。



ホームページQRコード

美里町商工会で

も申請を受け付けています。（月～金曜日 午前9時～午後5時）

【申請期限】

8月31日(水)まで
※申請状況により、変更となる場合があります。

【対象】

次の①～③すべてに該当する事業者が対象です。

①町内に主たる事業所を有し、商工業もしくは農林水産業※を営んでいること

②新型コロナウイルス感染症の影響により、令和3年中の売上、令和2年中または令和元年中の売上より減少していること

③法人の場合、直近の事業年度の事業収入が、平成30年7月1日から令和3年3月31日の間にある1事業年度の事業収入より減少していること
④町内で、今後1年以上事業を営む予定であること

※農業者の場合は、さらに次のすべてを満たすこと

- ・町内に住所を有していること
- ・主な農地が町内にあること
- ・令和3年中の農業収入が50万円以上かつ収入全体の5割以上が農業収入であること

問合せ＝農林商工課 産業振興係 ☎76-5133